

26原機（安）068
平成26年9月26日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 松浦 祥次郎

独立行政法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉設置変更許可申請書

〔 J R R - 3 原子炉施設等の変更 〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置に係る変更の許可を申請します。

記

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	独立行政法人日本原子力研究開発機構
住 所	茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 49
代表者の氏名	理事長 松浦 祥次郎

二 変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称	独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
所 在 地	茨城県那珂郡東海村白方字白根 2 番地の 4

三 変更の内容

昭和 43 年 9 月 18 日付け 43 原研 05 第 50 号をもって原子炉の設置に関する書類を提出し、その後別紙 1 のとおり設置変更の許可を受けた独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（以下「原子力科学研究所」という。）の原子炉設置変更許可申請書のうち、J R R - 3 原子炉施設及び放射線管理施設に関する記載を別紙 2 のとおり変更する。

四 変更の理由

(1) 法令改正に伴う記載の一部変更

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、関係法令の条文と整合した記載に変更する。

(2) 敷地境界及び周辺監視区域境界の一部変更

国道 245 号線の拡幅が計画されており、事業所西側の敷地境界及び周辺監視区域境界を後退させる。

(3) モニタリングポスト等の情報伝達設備の整備

放射線管理施設のうち、屋外放射線管理設備の環境放射線監視装置であるモニタリングポスト等について、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を伝達する多様な手段を確保するための整備を行う。

(4) VHTRC の廃止措置完了に伴う記載の削除

VHTRC の廃止措置の確認が完了し、VHTRC に係る許可が失効したため、VHTRC に係る記載を削除する。

(5) その他記載の適正化

五 工事計画

モニタリングポスト等の情報伝達設備の整備に伴う工事の計画は、別添1の「6. 試験研究用等原子炉施設の工事計画」のとおりである。

なお、法令改正に伴う記載の一部変更、敷地境界及び周辺監視区域境界の一部変更、VHTRCの廃止措置完了に伴う記載の削除については、工事を要しない。